

ご意見に対する県の考え方

広域処理に関すること		
番号	意見概要	考え方
1	現地で処理すべき。雇用の創出なども期待される。放射能汚染を拡散させてはいけな	被災地においても処理を最大限に行っていますが、それでも処理しきれない災害廃棄物を広域処理するように、被災地の要望を受けて国が県に要請しております。広域処理することで、被災地の早期復興につながると考えています。なお、本ガイドラインに基づく処理をすることで、安全性が確保されると考えています。
2	発生した災害廃棄物の2割しか広域処理しないのは、根本解決にならない。	
3	阪神大震災のときは、広域処理はほとんど行わなかったのに、なぜ、今回は必要となるのか。	阪神・淡路大震災でも広域処理が行われています。このときに生じた災害廃棄物は、コンクリートなどの再利用や直接埋立できる性状のものが多かったことなど、今回の震災の状況とは異なります。
4	広域処理にかかる費用と、現地で処理する場合の費用の差額はどの程度であるのか。その費用をほかに回すという想定はしていないのか。コンテナで廃棄物を運ぶことはガソリン等の費用がかかり、CO ₂ を放出することにもなる。	費用や輸送に伴うCO ₂ 排出量よりも、被災地の早期復興のために、広域処理を優先すべきであると考えております。
5	広域処理は条約や法律に違反している。	災害廃棄物の広域処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)」及び「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号。以下「特措法」という。)」に基づき行うものです。
6	被災者の受け入れや、食糧支援をすべき。災害廃棄物の広域処理以外の別の方法で支援できないか。	被災者の受入や、物資による支援についても必要であると考えますが、被災地の復旧・復興を早期に実現させるため、被災地から要望されている災害廃棄物の広域処理が必要であると考えます。
7	宮城県知事、岩手県知事との確認書を締結する前に県議会へはどのように報告されているのか。県議会と県民の合意を得ていないため、合意書、確認書や覚書は無効である。	県議会には適宜報告しております。また、各市町においても議会に報告が行われていると聞いております。また、合意書等については、当事者間の合意内容等を記載した文書です。
8	三重県市長会、三重県町村会とは何か。	各種課題に対する協議、提案等を行うための三重県内の市長、町長の集まりです。
9	合意書中の「住民の不安が払拭されること」について、何かなされているのか。	本ガイドラインの策定もその一つです。今後、住民説明会等も行ってまいります。
10	三重県が広域処理に協力することで、具体的に処理日数はどれだけ短くなるのか。広域処理必要量が見直されたことを受けて、柔軟に方針を変更してはどうか。	本ガイドラインは、災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めるものです。なお、本ガイドラインは受入量等を具体的に決定するものではありません。
11	災害廃棄物を大量に受け入れて、県内の間伐材等の森林資源を活用し、再生可能エネルギー生産施設整備の財源をも引き出すべき。	災害廃棄物処理に係る費用は国の財政支援により行われますが、別の事業の財源となるものではありません。

12	<p>災害廃棄物により健康被害が起った場合、放射性物質により汚染された場合、風評被害が起った場合は誰が責任をとるのか。</p>	<p>本ガイドラインが目安とする数値は十分に安全を見込んでおり、本来人体や作物への影響が生じるようなものではありません。 なお、東日本大震災の災害廃棄物の処理にあたって風評被害があれば、国は責任をもって、これを回復するための可能な対策を講じています。</p>
13	<p>民間業者に処理を委託した場合の責任はどうなるのか。</p>	<p>本ガイドラインでは、民間施設設置者は自らの責任において、処理及び測定を行うこととなっております。 また、県においても必要な範囲でクロスチェックを行います。</p>
14	<p>民間施設設置者は、被災自治体と直接契約をすることになっているのか。県と市が規制するか、第三者機関による規制が必要である。 また、民間施設設置者は、一般廃棄物処分業の許可を取得しないとイケないのでは。</p>	<p>民間及び市町等の施設設置者は、県から委託を受けて原則処理をすることとなり、被災自治体が災害廃棄物の処理を委託する場合、施設設置者は一般廃棄物処理業の許可を有している必要はありません。 なお、本ガイドラインにおいては、災害廃棄物の処理を行うためには、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設である必要があると定めています。</p>
15	<p>民間施設設置者が住民説明なしに、災害廃棄物の受入や処理をしないような仕組みはあるのか。</p>	<p>また、県が施設設置者に処理を委託する場合には、県と市町が共同して施設周辺の住民に対してあらかじめ説明を行います。</p>
16	<p>福島のがれきまで受け入れることにならないか。</p>	<p>本ガイドラインにおいて対象とするものは、宮城県又は岩手県内の災害廃棄物のうち、木くず又は木くずとその他の可燃廃棄物が混合した混合廃棄物です。福島県内の災害廃棄物は広域処理の対象となっておりません。</p>
17	<p>災害廃棄物焼却灰等を三重県外の遠隔地で処分する場合、放射性を帯びた廃棄物の輸送が必要となり、その影響はないか。</p>	<p>焼却灰等は2,000ベクレル/kg以下であれば、その運搬を行う作業員においても一般公衆の年間線量限度1ミリシーベルト/年を下回ることであります。</p>

目安値に関すること		
番号	意見概要	考え方
18	災害廃棄物の受入処理の目安値の100ベクレル/kgや、埋立処分 の目安値の2,000ベクレル/kgは高すぎる。安心できない。	<p>「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等(平成24年4月17日環境省告示第76号)」において、240～480ベクレル/kg以下の災害廃棄物については、その焼却灰(8,000ベクレル/kg以下)を最終処分場で処分しても、周辺住民、作業者のいずれにとっても、追加被ばく線量は一般公衆の年間線量限度の1ミリシーベルト/年を下回るため、安全とされています。</p> <p>三重県では、県民の安心に資するよう、国より厳しい値として、受入処理の目安値はクリアランスレベル(放射性物質として扱う必要がない)と同じ100ベクレル/kgを設定しています。</p> <p>また、埋立処分の目安値は、埋立処分の推定条件を国よりも厳しい(作業時間が長く、重機による遮蔽がない)ものとして、2,000ベクレル/kgを設定しています。</p>
19	焼却灰の目安値は、100ベクレル/kg以下にすべき。	
20	クリアランスレベルを超えないものは放射性物質として扱う必要がないとあるが、それを超える焼却灰は完全に放射性廃棄物並みの危険な廃棄物ではないか。	
21	可燃物にクリアランス基準を当てはめるのは不相当である。	
22	目安値や測定方法の科学的根拠を示すべき。	
23	放射能濃度と空間線量率だけで管理するのではなく、放射性物質の総量で規制すべきである。	
24	原子力施設のクリアランス基準は年間線量0.01ミリシーベルト/年で計算されているのに、災害廃棄物における一般公衆に関する年間線量限度1ミリシーベルト/年で計算されているのはおかしい。	
25	内部被ばくについて考慮されていない。	埋立処分の目安値の設定や、排ガス、排水の算定式については、内部被ばくを考慮して定められています。
26	がれきの受入に伴う線量限度を1ミリシーベルト/年とすると生活の中で受ける放射線と合算すると、ICRP勧告の一般公衆の年間線量限度をこえてしまう。	自然界からの放射線と医療目的の被ばくは、この線量限度には含まれません。

27	バックグラウンドの数値を明記し、処理施設周辺等の目安値をバックグラウンド空間線量率の1.6倍にすること。	放射線測定の結果は、気温や湿度、風や土壌の状態、周囲の状況等の影響により、常に「ばらつき」があるためバックグラウンド空間線量率は明記できません。
28	コンテナや敷地境界等における空間線量率の目安値が、バックグラウンド空間線量率の3倍というのは高すぎる。	統計的な考え方に基づき、測定誤差等による「ばらつき」を考慮して災害廃棄物の影響があると言えるのは、バックグラウンド空間線量率の3倍以上になったときとなります。
29	コンテナの空間線量限度はバックグラウンドの3倍、コンテナを展開したものの空間線量限度もバックグラウンドの3倍である。遮蔽されたものと遮蔽されてないもので基準が同じでよいのか。	なお、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」(国土交通省港湾局)において、コンテナの除染が必要な基準として、IAEAの報告文書IAEA-TECDOC-1162に準拠しバックグラウンド空間線量率の3倍が採用されています。
30	単位をベクレルのみでなく、シーベルトで明記してほしい。	災害廃棄物や焼却灰等に含まれる放射性物質の濃度の単位は、ベクレルで表記しています。 一方、人体への放射線による影響の度合いを測る単位を、シーベルトで表記しています。
31	「目安値」ではなく、「基準値」として、より厳格に管理すべき。目安値を超過した場合の対応が不明確であるため、具体的に明記すべき。	本ガイドラインでは、万が一、被災自治体において目安値を超過した場合は、三重県への搬出は行わないこととしています。また、各処理工程において目安値を超過した場合は、直ちに処理を中断し、必要な調査を実施後、被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討することとしています。

処理に関すること		
番号	意見概要	考え方
32	がれきの選別作業は搬出自治体で行うことになっており、細かく選別できているか、有害物質等の付着した廃棄物を除去できているかが、信用できるのか。	広域処理を行うにあたって、被災自治体は分別を徹底しています。また、試験焼却時及びクロスチェック時に、県の職員が現地を確認します。
33	災害廃棄物は、被災地で脱塩処理すべき。	受け入れる災害廃棄物の性状及び処理施設の状況に応じて対応することになります。
34	受け入れた後、100ベクレル/kgを超えた場合や運搬途中でコンテナを開閉することになったら受入場所や運搬経路近隣の住民の安全は確保されているのか。運搬経路にあたる市町住民にも説明はないのか。	受入の目安値は100ベクレル/kg以下のクリアランスレベルであり、本来は運搬途中で開閉しても問題はありませんが、積替保管場所において空間線量率を測定することに修正しました。
35	バグフィルター等の排ガス処理施設では、排ガス中のセシウムの完全な除去は無理である。	環境省の「第11回災害廃棄物安全評価検討会」資料9に記載されている事例では、99.9%以上の除去率があることが説明されています。
36	排ガス処理施設について、環境省告示では「電気集塵機に併せて活性炭吹込み装置等の排ガス吸着能力を有する装置」だけに限定されていない。	表現方法を「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」（平成24年環境省告示第76号）によるものとします。
37	原子炉施設と同等程度の排ガス処理施設を設けるべき。0.3 μmのばいじんも99.97%以上補足できるようにすべき。	これまでの試験焼却等で、既存の焼却炉等の排ガス処理施設において、処理後の放射能濃度は不検出であるか、不検出に近い値であることが示されています。
38	焼成、焙焼、溶融は塩化セシウムが気化してしまい、フィルターの負担が大きくなるのでやめるべき。	廃棄物の焼却処理において、排ガス処理施設の手前で200以下に冷やすことが廃棄物処理法で決められており、排ガスが冷やされると、気化した放射性セシウムがばいじんに移行するため、バグフィルター等の排ガス処理施設で捕集されます。そのため、バグフィルター等への負荷は、通常の排ガス処理時と同等となります。
39	焼却灰の運搬時、フィルター交換時、埋立時などに汚染された灰が飛散する可能性がある。	灰の飛散防止等は通常の業務において対策が講じられており、問題ないと考えられます。
40	管理型最終処分場では焼却灰の管理は不十分である。放射性廃棄物として管理すべき。	管理型処分場での埋立においては、焼却灰と水がなるべく接触しないよう、水の溜まりにくい区画を選定するとともに、放射性セシウムの土壌吸着性を考慮し、土壌層の上に焼却灰を埋め立てることで、流出を防止することとしています。
41	焼却灰の埋立にあたっては、埋立後に河川等に流出しないよう絶対に水と触れないように処分すべき。風雨の強い日の作業の規制も検討すること。	焼却灰を埋め立てる際の健康への影響は、焼却灰が8,000ベクレル/kgであっても安全であると国が定めており、本ガイドラインの埋立処分の目安値は、より厳しい12,000ベクレル/kg以下と定められています。
42	管理型最終処分場の排水処理施設において、新たに放射能濃度の高い廃棄物が発生することが予想されるため、数日間、水と完全に接触を断って処分する方法をとるべき。	
43	最終処分場に災害廃棄物が埋設してあると、孫末代まで提示してほしい。	本ガイドラインにおいて、埋立場所を記録し、保管することを規定しています。
44	焼却など直接業務にあたる方々の健康を守れるようにしなければならない。	直接業務を行う作業員であっても、一般公衆の年間の線量限度である1ミリシーベルト/年を下回るよう目安値を定めていますが、作業員の安心を図るためには、外部被ばく線量の把握のためのフィルムバッジ等の個人線量計の着用も考えられます。
45	フィルムバッジの着用とあるが、現在フィルムバッジはほとんど使用されておらず、ガラス線量計、電子ポケット線量計などの個人被ばく線量計が市販されているので、これらを使用するとはどうか。	「フィルムバッジ等の個人線量計の着用」と修正します。
46	福島県外でもホットスポットがあり、全てのがれきに対して確実に安全であると確認しながら処理するのは困難。測定だけでなく、予防策や仕組みを検討すること。	被災地における放射能濃度の測定の結果、目安値を超過したものについては受け入れないこととしており、受け入れ後に目安値を超過した場合は、直ちに処理を中止し、被災自治体と市町等及び県でその対応について検討することとしています。

47	焼却以外の処分や、再資材化を検討すべき。	本ガイドラインでは再生利用製品の目安値を設けていません。
48	焼却灰などをセメントやアスファルトに再生利用されることが予想されるが、形を変えた放射能拡散である。	再生利用製品の目安値は、福島第一原発事故前から定められているクリアランスレベルと同じであり、放射性物質を拡散するものではありません。
49	処理施設周辺の住民を中心に、焼却前の通知はなされるのか。空間線量がバックグラウンドの3倍以上の変化があった場合は中止するとあるが、その間、住民は外出等できるのか。被害があつてからでは遅い。	受入時期は、住民説明会等で予め示すこととします。空間線量率については、一般公衆の線量限度を大きく下回る値で管理しています。
50	民間業者との再委託契約、処理方法など、モニタリング体制は県が一元化するのか。民間業者に委託する場合についても、国、県が主体的に関わるべき。	本ガイドラインでは、民間施設設置者は自らの責任において、処理及び測定を行うこととなっておりますが、測定については県がクロスチェックを行います。また、国においても、県や市町等の要望を受けて、必要なモニタリングを実施することとなっております。
51	予想される費用と国、県、市町の負担割合や、処理を民間業者に委託する場合の費用について、単価・総額を記載すべき。	委託費用については、委託契約書に記載します。受入にかかる費用については、国による補助等を受けて、被災県が全額支払うこととなります。
52	放射能による大気、河川、海域、地下水、土壌の汚染の懸念がある。ホットスポットができるのではないかと。	最終的に焼却灰は、2,000ベクレル/kg以下で管理型最終処分場で埋立処分されるか、100ベクレル/kg以下で再生利用されることから、ホットスポットができることは想定されません。また、排ガス中のセシウムについては、急冷によりばいじんに移行するため、バグフィルター等の排ガス処理施設で捕集されます。

モニタリングに関すること		
番号	意見概要	考え方
53	セシウム134及びセシウム137だけでなく、ストロンチウム、プルトニウム、ウラン等の放射性物質も測定すべき。	福島第一原発事故により放出され、地表面に沈着したストロンチウムやプルトニウムなどのセシウム以外の放射性物質は、その量がセシウム134及びセシウム137と比べ少なく、人体への影響が極めて小さいことから、国はセシウムの影響に着目して安全評価基準をつくっています。 このため、本ガイドラインにおいても、セシウム134及びセシウム137のみを測定することで十分であると考えています。
54	アスベスト、ダイオキシン類等の、放射性物質以外の有害物質も測定すべき。	本ガイドラインに基づいて、アスベスト、ダイオキシン類、塩化水素、重金属類等について、測定を実施します。
55	河川や土壌の放射能濃度の測定を行う必要がある。また、魚や野菜等の食品も測定すべき。	本ガイドラインは、災害廃棄物の処理に係る技術的な事項等を定めたものであり、排ガス、排水等の排出源の測定を行うこととしています。
56	空間線量の計測だけで、がれきは安全と言えない。放射能濃度の測定が必要。	放射能濃度測定についても、災害廃棄物受入時等に実施することとしています。
57	空間線量の測定は、高さ1mだけでなく、地表面でも測定すべき。	地表面付近では、地面からの自然放射線による影響が大きいため、高さ1mとしています。
58	モニタリング等の測定値は、最悪の数値を採用すべき。	人体への影響量を適切に評価するため、平均値を採用しています。
59	検出下限値が表示されていない。	測定する物質の量、測定時間により検出下限値は異なります。
60	空間線量率の測定時間が一律20秒である根拠は、	空間線量率の測定値は変動が大きいことから、ばらつきによる影響を小さくするため、測定間隔を20秒以上空け、5回測定した平均値を計測値とすることで、より正確となります。
61	測定頻度が少なすぎる。毎日測定すべき。焼却施設でのコンテナごとの放射能濃度は試験焼却時だけでなく、実際の受入時にも測定してほしい。	測定頻度については、国の告示(「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」(平成24年環境省告示第76号))よりも測定頻度を多く、また、測定する工程も多く設定しています。更に、受入開始後1月間は、項目によっては、毎日測定を実施する等、頻度を上げて測定を行うこととしています。
62	表面だけ計測しても中の方に高い放射能濃度のがれきが混じっていてもわからない。	人体への影響を把握するには空間線量率の測定が重要です。各工程における放射線量等により確認します。
63	コンテナを港湾から県域に搬出する前に、再度コンテナの空間線量率を測定するに規定されているが、船舶上では前後左右の4面が露出した状態のコンテナは存在せず安全面からも問題があるため、荷揚げ後に陸上で行う形が望ましい。	測定場所がない等の理由で陸揚げ前の測定ができない場合には、陸揚げ後速やかに測定することを記載します。
64	排ガスが算定式にて1を超えた場合、すでに1を超えた時に処理した災害廃棄物はない。次に受けられた災害廃棄物の放射能濃度を評価しても関係が得られないように思える。特措法では3ヶ月の平均で1を超えた場合の処置が記されているが、同様にしてはどうか。排水についても同様である。	処理が適正に行われていることを確認するために行うもので、安全安心を確保するため、特別措置法の規定よりも厳しい基準としています。なお、「1」を超過した場合、直ちに処理を中断するとその原因を究明することとしています。

65	ガンマ線計測機器(NaIシンチレーションサーベイメーター)では、ベータ線やアルファ線を検出できないため適当ではない。	災害廃棄物や焼却灰等の中に、どれくらいのセシウムが存在しているのかを見積もるための測定として、ガンマ線の測定が有効です。(ガンマ線の空間線量率が高ければ、セシウムの放射能濃度が高いこととなります。) また、ベータ線やアルファ線は、ものを通り抜ける力が弱いいため、空間線量率の測定対象としてはガンマ線のみでよいと考えられます。
66	各工程で測定した線量を公開・明示すべき。インターネットでの情報公開では、閲覧できる人が限られる。新聞やテレビでの情報公開もすること。	各段階で測定した空間線量率は、県ホームページで公表します。また、必要に応じ報道機関に対し資料提供していきます。
67	測定に際しては周辺自治体の住民も参加すること。安全性確保のため、周辺自治体にも報告すること。	敷地境界等の測定では地元自治会等の意向を踏まえて測定地点を選定します。測定結果は速やかに公表します。
68	どういうわけか三重県の1m地点の計測数値の方が宮古市よりも高い。	自然放射線量は、地質等の様々な影響を受けるためです。
69	民間施設設置者は、どのように搬出元の被災自治体から放射能濃度の測定結果を受け取るのか。	民間施設設置者も本ガイドラインの個別計画を作成することとしており、測定結果を受け取る方法については、個別計画の中で定めることとなります。
70	放射線管理の専門家を投入すべき。	本ガイドラインは、「三重県災害廃棄物広域処理検討委員会」の委員意見を聴取して作成しています。また、試験焼却時の測定結果の確認を、同委員に求める予定です。

その他に関すること		
番号	意見概要	考え方
71	用語を統一すること。	用語の統一の修正を行いました。
72	Nalシンチレーションサーベイメータに関して、エネルギー補償型Nalシンチレーションサーベイメータと記述の方が適切ではないか。	「エネルギー補償型Nalシンチレーションサーベイメータ」と修正します。
73	ガイドラインは枚数が多くて、内容も難しい。	技術的な基準等を定めているため、枚数も多く内容も専門的となっています。ご理解いただきますようお願いいたします。
74	安全という言葉を用いず、安心を図ると記述しているのは、責任回避のためか。	国のガイドラインで基本的に安全は確保されていると考えますが、本ガイドラインは、県民の皆様の安心に資するために、国より厳しい目安値を定めるなどしています。
75	環境保全の文言がない。	廃棄物処理法に基づき適切に災害廃棄物を処理することが前提なので、周辺環境は保全されることとなります。
76	安全性が確認されれば受け入れるべき。	ご意見ありがとうございます。
77	受け入れるべきでない。	
78	各国の専門家の意見をもとにしっかりとした対策を練ってから処理の方法を決定すべきだと思う。	専門家による検討委員会の意見を聴きながら進めてまいります。
79	反対意見の専門家の意見は聞いているのか。	情報収集に努めています。
80	他の県では、県や市自体が独自に調べ、「国の示す基準はおかしい」として、受入を断っているケースもある。	国のガイドラインで基本的に安全は確保されていると考えますが、本ガイドラインは、県民の皆様の安心に資するために、国より厳しい基準等について技術的な事項等を定めたものです。
81	パブリックコメントの実施から、ガイドラインの決定までが性急であり、不信を感じる。また、周知不足であり、災害廃棄物受け入れありきのアリバイ作りではないか。三重県民に広く周知のうえ、再度意見を求めるべき。	被災地の生活環境の保全上、災害廃棄物の広域処理を迅速に進める必要があるためです。ご理解をお願いします。
82	全三重県民に賛成・反対のアンケートを取ってほしい。	災害廃棄物の受入れにあたっては、説明会等を開催します。また、議会の意見などを踏まえ、対応してまいります。
83	県民の理解も得ないまま、確認書を締結するのはおかしい。	
84	すでに焼却処理を行った静岡県島田市では、放射性物質が放出された実績結果が出ている。	静岡県島田市の試験焼却の結果は、排ガス中のセシウム濃度は検出限界未満となっております。 (環境省HP「島田市の試験焼却データに関する見解について」 http://kouikishori.env.go.jp/faq/pdf/faq_02b.pdf)
85	広域処理には賛成だが、県及び市長会会長は事実を全て公表し、市民に提供すること。	取組状況については、県ホームページ(http://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/kouikisyori/)に掲載しています。 また、測定結果等は速やかに公表してまいります。
86	公開の際は、個別市町の状況についての記述を伏せないこと。	個別市町等における災害廃棄物の処理の計画等については、個別計画に記載し、公表されることになると考えています。
87	焼却炉の煙突から出る排ガスは風があるとき、ないとき、どのくらいの距離まで影響を受けるのか。	排ガスの吸入に伴って受ける線量は、算定式による算定値が1以下であれば1ミリシーベルト/年以下となるため、風の有無に関わらず影響はないものと考えます。

88	食品にベクレル表示をしてほしい。食品汚染対策の市民測定所の設置をしてほしい。	食品の放射能濃度は三重県保健環境研究所で測定しており、測定結果は県ホームページ (http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shoku/housya_seikensa/kensakekka.htm) で公表しています。
89	三重県は、台風12号で出た瓦礫がまだ残っているので、まず、そちらから処理すべき。	計画を立てて順次処理しており、広域処理が影響を与えることはありません。